

鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（安全対策事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（安全対策事業）（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、保育所等が行う安全かつ安心な保育環境の確保に係る経費に対して補助金を交付することにより、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所、幼保連携型認定こども園又は地域型保育事業所を運営する者とする。

（補助対象事業及び経費）

第4条 本補助金の対象となる事業は、認可保育所等設置支援事業の実施について（令和3年3月31日付け子発0331第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づき、保育所等において重大事故が発生しやすい睡眠中の安全かつ安心な保育環境を確保するための備品の導入に関する事業とする。

2 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額から本補助金以外の寄附金その他の収入額を控除した額と、1施設当たり500,000円を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 導入機器の内容変更

(着手届)

第8条 本補助金に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と補助事業の完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助対象事業を行った者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じ

て得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 実績報告書を提出した後に当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康子ども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月28日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

保育所等業務効率化推進事業（安全対策事業） 実施計画（報告）書

施設名	名称 所在地
導入に要する（した）費用	円 （うち、補助対象経費 円）
導入機器の要件確認 ※すべてが必須項目です。	<input type="checkbox"/> 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がされていること、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づくPSCマークが付されたもの、保育所等での導入実績があること等、安全性等に配慮された製品であること。 <input type="checkbox"/> 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入していないこと、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入していないこと。
導入計画（実績） ※機器の導入から支払いまでの時期、計画等	

※添付書類

（1）交付申請時

- ・見積書（内訳明細書）
- ・機能等を確認できる資料

（2）実績報告時

- 補助対象経費に係る領収書、金融機関の振込証明書又はクレジット利用明細書の写し
- 補助対象経費に係る納品書
- 導入された機器の仕様等が確認できる資料

様式第2号（第6条、第9条関係）

保育所等業務効率化推進事業（安全対策事業） 収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引増減額	摘 要
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差引増減額	摘 要
合 計				

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

団体名

代表者

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付発健こ家第 号により交付決定を受けた鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（安全対策事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入使用分	合 計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。